

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	特定健康診査及び特定保健指導事業に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、特定健康診査及び特定保健指導事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

特定健康診査及び特定保健指導事業に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報の保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府 堺市長

公表日

令和4年1月31日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	特定健康診査及び特定保健指導事業に関する事務								
②事務の内容	<p>○当該事務は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく事業で、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行い、糖尿病等の有病者・予備群を減少させることを目的として、四十歳以上の加入者の健康診査や保健指導の記録の管理を行うものである。</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1 特定健康診査の対象者に対する受診券の送付 2 特定健康診査の受診状況と結果の管理及び結果通知書の送付 3 特定保健指導の実施状況の管理 4 個人情報を削除したデータを用い集計し統計表の作成及び法定報告を行う</p>								
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満				
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	特定健診特定保健指導システム								
②システムの機能	<p>特定健診特定保健指導システムにおける特定個人情報ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。</p> <p>1.事前準備 受診券の発送 2.健診結果の管理 健診結果の登録、健診結果一覧の作成 3保健指導の管理 保健指導実施状況の登録 4 報告書の作成 市事業統計報告の作成、法定報告の作成</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 （健康基本情報システム）</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 （健康基本情報システム）	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 （健康基本情報システム）									
システム2									
①システムの名称	健康基本情報システム								
②システムの機能	<p>健康基本情報システムにおける特定個人情報ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。1.住民情報 住民基本台帳を連携</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[] その他 （</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 （	
[] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 （									

システム3	
①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	<p>共通基盤システムにおける特定個人ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。</p> <p>1.データ連携機能 住民情報系システム間で、定例に提供、利用しているデータ(住民の転出入データ等)を連携する。</p> <p>2.ウイルス対策機能 住民情報系システム全体のウイルス対策ソフトを統括し、ウイルス定義ファイルの配信を行う。</p> <p>3.ディレクトリサービス機能(Active Directory) システムを利用できるユーザや組織、コンピュータ等の情報とその属性を階層的に管理し、認証機能を提供する。</p> <p>4.更新プログラム配布機能(Windows Server Update Services (WSUS)) 脆弱性等に対応する更新プログラムを配布、管理する機能</p> <p>5.文字管理機能 文字変換及び外字一元管理、外字配布を行う機能</p> <p>6.帳票出力機能 共通基盤印刷専用ソフトウェア(Interstage List Creator)により印刷を行う機能。</p> <p>7.持ち出し制限機能 使用できる媒体を制限するとともに端末からデータを持ち出す際は上長の承認を必須とする機能。</p> <p>8.生体認証機能 Windowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="radio"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 (連携するシステムすべて)</p>
3. 特定個人情報ファイル名	
特定健診特定保健指導システム情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条第7号
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	堺市 健康福祉局 健康部 健康医療推進課
②所属長の役職名	健康医療推進課長
7. 他の評価実施機関	
なし	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
特定健診特定保健指導システム情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	堺市国民健康保険に加入している40歳以上の者(資格喪失者を含む)
その必要性	市で実施する事業の 特定健診特定保健指導システム情報を適正に管理するため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	①個人番号、その他識別情報: 対象者を正確に特定するために保有 ②4情報、連絡先、その他住民票関係情報: 正確な本人特定のため、受診券情報と突合するために保有、また、健診の受診勧奨に使用するため保有 ③健康・医療関係情報: 本人の健康管理や健診・保健指導の受診勧奨を適正に行うために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	堺市健康福祉局健康部健康医療推進課、各保健センター

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課) <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく、特定健康診査及び特定保健指導に関する事務を行うため。	
④使用の主体	使用部署	堺市健康福祉局健康部健康医療推進課、各保健センター
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	①健診、保健指導情報の管理事務 委託医療機関から提出された健診や保健指導の情報によって、適正な保健事業の運営を図る。 ②受診勧奨事務 加入者の生活習慣病の予防を図るため、未受診の方へ個別勧奨を行う。	
	情報の突合	医療機関からの住所・氏名等の情報について、住民基本台帳システムと突合し、対象者かどうか確認する
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	特定健診特定保健指導システム運用保守業務	
①委託内容	システム運用管理、障害対応などを行う。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社 関西支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	業務の一部を再委託する場合については、契約書により以下の条件を課している。 ・委託先は、個人情報取扱に係る事項について委託先同様の義務を再委託先に負わせ、再委託先に対し遵守を監督すること。 ・再委託先事業者から委託先事業者へ提出される個人情報等の保護に係る誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先従事者から再委託先事業者へ提出される秘密保持に関する誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先の業務従事者に対するセキュリティに係る教育状況についてその実施状況が確認できる書類を本市に提出すること。また再委託の許諾については、本市に提出される再委託申請書を以下の観点から審査した上で、判断する。 -再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 -再委託が、業務の一部分かつ専門的な作業であること。 -再委託する作業内容を具体的に明記していること。 -全部又は大部分の再委託でないこと。 -再委託する作業内容に関して、契約の履行に必要な専門的な作業の実績又は堺市若しくは他の自治体における対象業務の実績を有していること。
	⑥再委託事項	システムの保守作業、それに付随する付帯作業及び運用支援作業
委託事項2	特定健診特定保健指導システム改修業務	
①委託内容	システムの制度改正等に伴う改修業務を行う。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社 関西支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	業務の一部を再委託する場合については、契約書により以下の条件を課している。 ・委託先は、個人情報取扱に係る事項について委託先同様の義務を再委託先に負わせ、再委託先に対し遵守を監督すること。 ・再委託先事業者から委託先事業者へ提出される個人情報等の保護に係る誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先従事者から再委託先事業者へ提出される秘密保持に関する誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先の業務従事者に対するセキュリティに係る教育状況についてその実施状況が確認できる書類を本市に提出すること。また再委託の許諾については、本市に提出される再委託申請書を以下の観点から審査した上で、判断する。 -再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 -再委託が、業務の一部分かつ専門的な作業であること。 -再委託する作業内容を具体的に明記していること。 -全部又は大部分の再委託でないこと。 -再委託する作業内容に関して、契約の履行に必要な専門的な作業の実績又は堺市若しくは他の自治体における対象業務の実績を有していること。
	⑥再委託事項	システムパッケージ著作権に係る部分

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている () 件 <input checked="" type="checkbox"/> 行っていない
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p><堺市における保管場所></p> <p>1. 保管場所の態様 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第9条(サーバーの導入及び運用)に規定される「(1)サーバーは、火災、水害、ほこり、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置しなければならない。」及び第11条(管理区域)に規定する「(1)水害対策及び確実な入退室管理を行うこと。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管場所は堺市役所本館9階にある無窓の電算機室に設置している。 ・電算機室内のサーバー等は、落下しないようにベルトを掛け、又はビス止めするなど転倒及び落下防止等の耐震対策を行っている。 ・電算機室に火災報知器や消火設備等を設置するなどの防火措置を行っている。 ・電算機室に漏水センサーを設置するなどの防水措置を行っている。 ・電算機室から外部に通ずるドアは最小限とし、入口には監視カメラを設置している。 <p>2. 保管場所への立入制限・アクセス制限</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第9条(サーバーの導入及び運用)に規定する「(4)操作の権限を有しない者に容易に操作されることがないように、サーバーに記録された情報の重要度に応じて設置場所への入室制限を行うなど適切な措置を講じなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電算機室への入室は許可された者のみが必要な区画のみに立ち入るように制限し、ICカードによる入退室管理を行っている。 ・入室者は、電算機室に入室する場合、身分証明書等を携帯している。 ・あらかじめ入室許可を受けていないものが障害等の突発的対応によって電算機室に入る場合は、同室への入室を許可された職員等が付き添うものとし、外見上職員等と区別できるようにしている。 ・サーバー等は施錠できるラックに格納し、第三者による不正操作を防止している。 ・サーバは管理者のユーザIDおよびパスワードによる認証によりログインし、許可されていない第三者の操作を防止している。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙のとおり

住民情報情報	性別	[評価] 6か月後の評価ができない場合の確認回数
生年月日	氏名カナ	[評価] 6か月後の評価時の収縮期血圧
地区コード	氏名漢字	[評価] 6か月後の評価時の拡張期血圧
電話番号	氏名漢字元	[評価] 6か月後の評価時の生活習慣の改善（栄養・食生活）
外国人住民となった日	支所コード	[評価] 6か月後の評価時の生活習慣の改善（喫煙）
外国人国籍番号	エンドフラグ	[評価] 6か月後の評価時の生活習慣の改善（身体活動）
外国人氏名カナ	異動ファイル区分	[評価] 6か月後の評価の支援形態又は確認方法
外国人氏名漢字	アルファベット世帯主名	[評価] 6か月後の評価時の体重
外国人消除事由発生日	アルファベット氏名カナ	[実施上] 実施上の継続的な支援の合計実施時間（グループ支援）
外国人消除事由日	アルファベット氏名	[実施上] 実施上の継続的な支援の実施回数（グループ支援）
外国人消除事由	カタカナ表記名（備考欄）	[実施上] 実施上の継続的な支援の実施回数
外国人居住地移転日	外国人氏名漢字	[実施上] 禁煙指導の実施回数
外国人居住地登録届出日	在留期間	[実施上] 実施上の継続的な支援の合計実施時間（個別支援A）
外国人居住地登録事由	筆頭者氏名（漢字）	[実施上] 実施上の継続的な支援の実施回数（個別支援A）
外国人通称名カナ	異動日	[実施上] 実施上の継続的な支援の合計実施時間（個別支援B）
外国人通称名漢字	異動届出日	[実施上] 実施上の継続的な支援の実施回数（個別支援B）
外国人在留終了日	異動前住所	[実施上] 実施上の継続的な支援の実施回数（e-mail Aによる支援）
外国人在留資格	異動先住所	[実施上] 実施上の継続的な支援の実施回数（e-mail Bによる支援）
中学校コード	子番	[実施上] 継続的な支援によるポイント（支援A）
小学校コード	親番	[実施上] 継続的な支援によるポイント（支援B）
現住所地区コード	世帯主名漢字	[実施上] 継続的な支援によるポイント（合計）
現住所方書	世帯主名漢字元	[実施上] 実施上の継続的な支援の終了日
現住所住所	氏名カナ	[実施上] 実施上の継続的な支援の合計実施時間（電話Aによる支援）
現住所住所コード	氏名漢字	[実施上] 実施上の継続的な支援の実施回数（電話Aによる支援）
現住所支所コード	氏名漢字元	[実施上] 実施上の継続的な支援の合計実施時間（電話Bによる支援）
現住所郵便番号	送付先地区コード	[実施上] 実施上の継続的な支援の実施回数（電話Bによる支援）
方書	送付先方書	住民番号
異動日付	送付先住所	受診券整理番号
異動事由	送付先住所コード	受診券発行保険者番号
連携処理日	送付先支所コード	受診券発行整理番号
連携処理時間	送付先郵便番号	階層化ステップ4
異動処理日	スタッフ登録サイン	[計画上] 計画上の継続的な支援の合計実施時間（グループ支援）
異動届出日	点字希望サイン	[計画上] 計画上の継続的な支援の実施回数（グループ支援）
自宅電話番号	郵便局コード	[計画上] 計画上の継続的な支援の実施回数
住民となった日	郵便番号	[計画上] 計画上の継続的な支援の合計実施時間（個別支援A）
住民区分	続柄	[計画上] 計画上の継続的な支援の実施回数（個別支援A）
住民番号	保健指導情報	[計画上] 計画上の継続的な支援の合計実施時間（個別支援B）
住民登録区分	[中間評価] 中間評価時の腹囲	[計画上] 計画上の継続的な支援の実施回数（個別支援B）
住所	[中間評価] 中間評価時の実施者	[計画上] 計画上の継続的な支援の実施回数（e-mail Aによる支援）
住所コード	[中間評価] 中間評価の実施日付	[計画上] 計画上の継続的な支援の実施回数（e-mail Bによる支援）
異動前住所	[中間評価] 中間評価の実施時間	[計画上] 計画上の継続的な支援によるポイント（支援A）
異動先住所	[中間評価] 中間評価の実施ポイント	[計画上] 計画上の継続的な支援によるポイント（支援B）
携帯電話番号	[中間評価] 中間評価時の収縮期血圧	[計画上] 計画上の継続的な支援によるポイント（合計）
勤務先電話番号	[中間評価] 中間評価時の拡張期血圧	[計画上] 計画上の継続的な支援の合計実施時間（電話Aによる支援）
旧姓	[中間評価] 中間評価時の生活習慣の改善（栄養・食生活）	[計画上] 計画上の継続的な支援の実施回数（電話Aによる支援）
旧姓カナ	[中間評価] 中間評価時の生活習慣の改善（喫煙）	[計画上] 計画上の継続的な支援の合計実施時間（電話Bによる支援）
旧姓漢字	[中間評価] 中間評価時の生活習慣の改善（身体活動）	[計画上] 計画上の継続的な支援の実施回数（電話Bによる支援）
旧美原町サイン	[中間評価] 中間評価の支援形態	[初回] 継続的支援予定期間
異動前小学校区コード	[中間評価] 中間評価時の体重	保健指導コース名（国保連）
異動前方書	被保険者証記号番号・番号	行動変容ステージ
異動前住所	保健指導実施年月日	窓口負担額
異動前支所コード	保健指導実施機関番号	窓口負担保険者上限額
連絡先備考	保険者名	窓口負担種別
削除フラグ	保険者番号	窓口負担率
旧現在住所	保健指導コース名	[目標] 目標腹囲
旧住所	保健指導実施時点コード	[目標] 目標収縮期血圧
旧送付先住所	保健指導実施連番	[目標] 目標拡張期血圧
世帯主名漢字	[評価] 6か月後の評価時の腹囲	[目標] 一日の削減目標エネルギー量
世帯主名漢字元	[評価] 6か月後の評価の実施者	[目標] 一日の食事による目標エネルギー量
世帯番号	[評価] 6か月後の評価の実施日付	[目標] 一日の運動による目標エネルギー量

[目標] 目標体重	[支援B⑩] 支援Bの実施ポイント	[評価] 6か月後の実施ポイント
受診年度	[支援B⑩] 支援Bの支援形態	[評価] 6か月後の評価ができない場合の確認回数(その他)
利用券整理番号	[支援B①] 支援Bの実施者	[評価] 6か月後の評価ができない場合の確認回数(e-Mail)
利用券発行保険者番号	[支援B①] 支援Bの実施日付	[評価] 6か月後の評価ができない場合の確認回数(電話)
利用券発行整理番号	[支援B①] 支援Bの実施時間	[評価] 6か月後の行動変容ステージ
初回面接日	[支援B①] 支援Bの実施ポイント	[評価] 6か月後の指導の種類・禁煙指導
脱落年月日	[支援B①] 支援Bの支援形態	[評価] 6か月後の指導の内容
[支援A⑩] 支援Aの実施者	[支援B②] 支援Bの実施者	[評価] 6か月後の指導の種類・食事指導
[支援A⑩] 支援Aの実施日付	[支援B②] 支援Bの実施日付	[評価] 6か月後の指導の種類・運動指導
[支援A⑩] 支援Aの実施時間	[支援B②] 支援Bの実施時間	[計画] 最終評価の実施時間
[支援A⑩] 支援Aの実施ポイント	[支援B②] 支援Bの実施ポイント	[計画] 最終評価の実施ポイントA
[支援A⑩] 支援Aの支援形態	[支援B②] 支援Bの支援形態	[計画] 最終評価の実施ポイントB
[支援A①] 支援Aの実施者	[支援B③] 支援Bの実施者	[計画] 最終評価の支援形態
[支援A①] 支援Aの実施日付	[支援B③] 支援Bの実施日付	[計画] 支援1回目の実施時間
[支援A①] 支援Aの実施時間	[支援B③] 支援Bの実施時間	[計画] 支援1回目の実施ポイントA
[支援A①] 支援Aの実施ポイント	[支援B③] 支援Bの実施ポイント	[計画] 支援1回目の実施ポイントB
[支援A①] 支援Aの支援形態	[支援B③] 支援Bの支援形態	[計画] 支援1回目の支援形態
[支援A②] 支援Aの実施者	[支援B④] 支援Bの実施者	[計画] 支援2回目の実施時間
[支援A②] 支援Aの実施日付	[支援B④] 支援Bの実施日付	[計画] 支援2回目の実施ポイントA
[支援A②] 支援Aの実施時間	[支援B④] 支援Bの実施時間	[計画] 支援2回目の実施ポイントB
[支援A②] 支援Aの実施ポイント	[支援B④] 支援Bの実施ポイント	[計画] 支援2回目の支援形態
[支援A②] 支援Aの支援形態	[支援B④] 支援Bの支援形態	[計画] 支援3回目の実施時間
[支援A③] 支援Aの実施者	[支援B⑤] 支援Bの実施者	[計画] 支援3回目の実施ポイントA
[支援A③] 支援Aの実施日付	[支援B⑤] 支援Bの実施日付	[計画] 支援3回目の実施ポイントB
[支援A③] 支援Aの実施時間	[支援B⑤] 支援Bの実施時間	[計画] 支援3回目の支援形態
[支援A③] 支援Aの実施ポイント	[支援B⑤] 支援Bの実施ポイント	[計画] 支援4回目の実施時間
[支援A③] 支援Aの支援形態	[支援B⑤] 支援Bの支援形態	[計画] 支援4回目の実施ポイントA
[支援A④] 支援Aの実施者	[支援B⑥] 支援Bの実施者	[計画] 支援4回目の実施ポイントB
[支援A④] 支援Aの実施日付	[支援B⑥] 支援Bの実施日付	[計画] 支援4回目の支援形態
[支援A④] 支援Aの実施時間	[支援B⑥] 支援Bの実施時間	[計画] 支援5回目の実施時間
[支援A④] 支援Aの実施ポイント	[支援B⑥] 支援Bの実施ポイント	[計画] 支援5回目の実施ポイントA
[支援A④] 支援Aの支援形態	[支援B⑥] 支援Bの支援形態	[計画] 支援5回目の実施ポイントB
[支援A⑤] 支援Aの実施者	[支援B⑦] 支援Bの実施者	[計画] 支援5回目の支援形態
[支援A⑤] 支援Aの実施日付	[支援B⑦] 支援Bの実施日付	[計画] 支援6回目の実施時間
[支援A⑤] 支援Aの実施時間	[支援B⑦] 支援Bの実施時間	[計画] 支援6回目の実施ポイントA
[支援A⑤] 支援Aの実施ポイント	[支援B⑦] 支援Bの実施ポイント	[計画] 支援6回目の実施ポイントB
[支援A⑤] 支援Aの支援形態	[支援B⑦] 支援Bの支援形態	[計画] 支援6回目の支援形態
[支援A⑥] 支援Aの実施者	[支援B⑧] 支援Bの実施者	[計画] 評価2週間前の支援形態
[支援A⑥] 支援Aの実施日付	[支援B⑧] 支援Bの実施日付	[計画] 評価2週間前の実施時間
[支援A⑥] 支援Aの実施時間	[支援B⑧] 支援Bの実施時間	[計画] 評価2週間前の実施ポイントA
[支援A⑥] 支援Aの実施ポイント	[支援B⑧] 支援Bの実施ポイント	[計画] 評価2週間前の実施ポイントB
[支援A⑥] 支援Aの支援形態	[支援B⑧] 支援Bの支援形態	[計画] 初回面接の実施時間
[支援A⑦] 支援Aの実施者	[支援B⑨] 支援Bの実施者	[計画] 初回面接の実施ポイントA
[支援A⑦] 支援Aの実施日付	[支援B⑨] 支援Bの実施日付	[計画] 初回面接の支援形態
[支援A⑦] 支援Aの実施時間	[支援B⑨] 支援Bの実施時間	[目標] 目標腹囲2
[支援A⑦] 支援Aの実施ポイント	[支援B⑨] 支援Bの実施ポイント	[目標] 変更理由2
[支援A⑦] 支援Aの支援形態	[支援B⑨] 支援Bの支援形態	[目標] 行動計画2
[支援A⑧] 支援Aの実施者	支援レベル	[目標] 行動目標2
[支援A⑧] 支援Aの実施日付	[中間評価] 中間評価時の実施者氏名	[目標] 目標収縮期血圧2
[支援A⑧] 支援Aの実施時間	[中間評価] 中間評価時の指導の種類・禁煙指導	[目標] 目標拡張期血圧2
[支援A⑧] 支援Aの実施ポイント	[中間評価] 中間評価時の指導の内容	[目標] 一日の削減目標エネルギー量2
[支援A⑧] 支援Aの支援形態	[中間評価] 中間評価時の指導の種類・食事指導	[目標] 設定日2
[支援A⑨] 支援Aの実施者	[中間評価] 中間評価時の指導の種類・運動指導	[目標] 一日の食事による目標エネルギー量2
[支援A⑨] 支援Aの実施日付	[脱落] 途中離脱確定日	[目標] 一日の運動による目標エネルギー量2
[支援A⑨] 支援Aの実施時間	[脱落] 途中離脱理由	[目標] 目標体重2
[支援A⑨] 支援Aの実施ポイント	[評価] 6か月後の具体的変化	[目標] 変更理由
[支援A⑨] 支援Aの支援形態	[評価] 6か月後の具体的変化コメント	[目標] 行動計画
[支援B⑩] 支援Bの実施者	[評価] 6か月後の実施者氏名	[目標] 行動目標
[支援B⑩] 支援Bの実施日付	[評価] 6か月後の実施時間	[目標] 設定日
[支援B⑩] 支援Bの実施時間	[評価] 保健指導実施機関番号	[支援A①] 中間評価

[支援 A①] 支援 A の腹囲	[支援 A⑤] 支援 A の生活習慣の改善 (栄養・食生活)	[支援 B③] 支援 B の収縮期血圧
[支援 A①] 支援 A の実施者氏名	[支援 A⑤] 支援 A の生活習慣の改善 (喫煙)	[支援 B③] 支援 B の拡張期血圧
[支援 A①] 保健指導実施機関番号	[支援 A⑤] 支援 A の生活習慣の改善 (身体活動)	[支援 B③] 支援 B の生活習慣の改善 (栄養・食生活)
[支援 A①] 支援 A の収縮期血圧	[支援 A⑤] 支援 A の指導の種類・禁煙指導	[支援 B③] 支援 B の生活習慣の改善 (喫煙)
[支援 A①] 支援 A の拡張期血圧	[支援 A⑤] 支援 A の指導の内容	[支援 B③] 支援 B の生活習慣の改善 (身体活動)
[支援 A①] 支援 A の生活習慣の改善 (栄養・食生活)	[支援 A⑤] 支援 A の指導の種類・食事指導	[支援 B③] 支援 B の指導の種類・禁煙指導
[支援 A①] 支援 A の生活習慣の改善 (喫煙)	[支援 A⑤] 支援 A の指導の種類・運動指導	[支援 B③] 支援 B の指導の内容
[支援 A①] 支援 A の生活習慣の改善 (身体活動)	[支援 A⑤] 支援 A の体重	[支援 B③] 支援 B の指導の種類・食事指導
[支援 A①] 支援 A の指導の種類・禁煙指導	[支援 A⑥] 中間評価	[支援 B③] 支援 B の指導の種類・運動指導
[支援 A①] 支援 A の指導の内容	[支援 A⑥] 支援 A の腹囲	[支援 B③] 支援 B の体重
[支援 A①] 支援 A の指導の種類・食事指導	[支援 A⑥] 支援 A の実施者氏名	[支援 B④] 中間評価
[支援 A①] 支援 A の指導の種類・運動指導	[支援 A⑥] 保健指導実施機関番号	[支援 B④] 支援 B の腹囲
[支援 A①] 支援 A の体重	[支援 A⑥] 支援 A の収縮期血圧	[支援 B④] 支援 B の実施者氏名
[支援 A②] 中間評価	[支援 A⑥] 支援 A の拡張期血圧	[支援 B④] 保健指導実施機関番号
[支援 A②] 支援 A の腹囲	[支援 A⑥] 支援 A の生活習慣の改善 (栄養・食生活)	[支援 B④] 支援 B の収縮期血圧
[支援 A②] 支援 A の実施者氏名	[支援 A⑥] 支援 A の生活習慣の改善 (喫煙)	[支援 B④] 支援 B の拡張期血圧
[支援 A②] 保健指導実施機関番号	[支援 A⑥] 支援 A の生活習慣の改善 (身体活動)	[支援 B④] 支援 B の生活習慣の改善 (栄養・食生活)
[支援 A②] 支援 A の収縮期血圧	[支援 A⑥] 支援 A の指導の内容	[支援 B④] 支援 B の生活習慣の改善 (喫煙)
[支援 A②] 支援 A の拡張期血圧	[支援 A⑥] 支援 A の指導の種類・食事指導	[支援 B④] 支援 B の生活習慣の改善 (身体活動)
[支援 A②] 支援 A の生活習慣の改善 (栄養・食生活)	[支援 A⑥] 支援 A の指導の種類・運動指導	[支援 B④] 支援 B の指導の種類・禁煙指導
[支援 A②] 支援 A の生活習慣の改善 (喫煙)	[支援 A⑥] 支援 A の体重	[支援 B④] 支援 B の指導の内容
[支援 A②] 支援 A の生活習慣の改善 (身体活動)	[支援 A⑦] 支援 A の実施者氏名	[支援 B④] 支援 B の指導の種類・食事指導
[支援 A②] 支援 A の指導の種類・禁煙指導	[支援 A⑦] 保健指導実施機関番号	[支援 B④] 支援 B の指導の種類・運動指導
[支援 A②] 支援 A の指導の内容	[支援 A⑦] 支援 A の生活習慣の改善 (栄養・食生活)	[支援 B④] 支援 B の体重
[支援 A②] 支援 A の指導の種類・食事指導	[支援 A⑦] 支援 A の生活習慣の改善 (喫煙)	[支援 B⑤] 支援 B の腹囲
[支援 A②] 支援 A の指導の種類・運動指導	[支援 A⑦] 支援 A の生活習慣の改善 (身体活動)	[支援 B⑤] 支援 B の実施者氏名
[支援 A②] 支援 A の体重	[支援 A⑦] 支援 A の指導の内容	[支援 B⑤] 保健指導実施機関番号
[支援 A③] 中間評価	[支援 A⑦] 支援 A の指導の種類・食事指導	[支援 B⑤] 支援 B の収縮期血圧
[支援 A③] 支援 A の腹囲	[支援 A⑦] 支援 A の指導の種類・運動指導	[支援 B⑤] 支援 B の拡張期血圧
[支援 A③] 支援 A の実施者氏名	[支援 B①] 中間評価	[支援 B⑤] 支援 B の生活習慣の改善 (栄養・食生活)
[支援 A③] 保健指導実施機関番号	[支援 B①] 支援 B の腹囲	[支援 B⑤] 支援 B の生活習慣の改善 (喫煙)
[支援 A③] 支援 A の収縮期血圧	[支援 B①] 支援 B の実施者氏名	[支援 B⑤] 支援 B の生活習慣の改善 (身体活動)
[支援 A③] 支援 A の拡張期血圧	[支援 B①] 保健指導実施機関番号	[支援 B⑤] 支援 B の指導の種類・禁煙指導
[支援 A③] 支援 A の生活習慣の改善 (栄養・食生活)	[支援 B①] 支援 B の収縮期血圧	[支援 B⑤] 支援 B の指導の内容
[支援 A③] 支援 A の生活習慣の改善 (喫煙)	[支援 B①] 支援 B の拡張期血圧	[支援 B⑤] 支援 B の指導の種類・食事指導
[支援 A③] 支援 A の生活習慣の改善 (身体活動)	[支援 B①] 支援 B の生活習慣の改善 (栄養・食生活)	[支援 B⑤] 支援 B の指導の種類・運動指導
[支援 A③] 支援 A の指導の種類・禁煙指導	[支援 B①] 支援 B の生活習慣の改善 (喫煙)	[支援 B⑤] 支援 B の体重
[支援 A③] 支援 A の指導の内容	[支援 B①] 支援 B の生活習慣の改善 (身体活動)	[支援 B⑥] 支援 B の腹囲
[支援 A③] 支援 A の指導の種類・食事指導	[支援 B①] 支援 B の指導の種類・禁煙指導	[支援 B⑥] 支援 B の実施者氏名
[支援 A③] 支援 A の指導の種類・運動指導	[支援 B①] 支援 B の指導の内容	[支援 B⑥] 保健指導実施機関番号
[支援 A③] 支援 A の体重	[支援 B①] 支援 B の指導の種類・食事指導	[支援 B⑥] 支援 B の収縮期血圧
[支援 A④] 中間評価	[支援 B①] 支援 B の指導の種類・運動指導	[支援 B⑥] 支援 B の拡張期血圧
[支援 A④] 支援 A の腹囲	[支援 B①] 支援 B の体重	[支援 B⑥] 支援 B の生活習慣の改善 (栄養・食生活)
[支援 A④] 支援 A の実施者氏名	[支援 B②] 中間評価	[支援 B⑥] 支援 B の生活習慣の改善 (喫煙)
[支援 A④] 保健指導実施機関番号	[支援 B②] 支援 B の腹囲	[支援 B⑥] 支援 B の生活習慣の改善 (身体活動)
[支援 A④] 支援 A の収縮期血圧	[支援 B②] 支援 B の実施者氏名	[支援 B⑥] 支援 B の指導の内容
[支援 A④] 支援 A の拡張期血圧	[支援 B②] 保健指導実施機関番号	[支援 B⑥] 支援 B の指導の種類・食事指導
[支援 A④] 支援 A の生活習慣の改善 (栄養・食生活)	[支援 B②] 支援 B の収縮期血圧	[支援 B⑥] 支援 B の指導の種類・運動指導
[支援 A④] 支援 A の生活習慣の改善 (喫煙)	[支援 B②] 支援 B の拡張期血圧	[支援 B⑥] 支援 B の体重
[支援 A④] 支援 A の生活習慣の改善 (身体活動)	[支援 B②] 支援 B の生活習慣の改善 (栄養・食生活)	[総括] 保健指導実施機関番号
[支援 A④] 支援 A の指導の種類・禁煙指導	[支援 B②] 支援 B の生活習慣の改善 (喫煙)	[総括] 保健指導責任者氏名
[支援 A④] 支援 A の指導の内容	[支援 B②] 支援 B の生活習慣の改善 (身体活動)	[総括] 保健指導責任者職種
[支援 A④] 支援 A の指導の種類・食事指導	[支援 B②] 支援 B の指導の種類・禁煙指導	[初回] 腹囲
[支援 A④] 支援 A の指導の種類・運動指導	[支援 B②] 支援 B の指導の内容	[初回] 初回面接の実施者氏名
[支援 A④] 支援 A の体重	[支援 B②] 支援 B の指導の種類・食事指導	[初回] 保健指導実施機関番号
[支援 A⑤] 中間評価	[支援 B②] 支援 B の指導の種類・運動指導	[初回] 継続的支援予定終了日
[支援 A⑤] 支援 A の腹囲	[支援 B②] 支援 B の体重	[初回] 行動変容ステージ
[支援 A⑤] 支援 A の実施者氏名	[支援 B③] 中間評価	[初回] 収縮期血圧
[支援 A⑤] 保健指導実施機関番号	[支援 B③] 支援 B の腹囲	[初回] 拡張期血圧
[支援 A⑤] 支援 A の収縮期血圧	[支援 B③] 支援 B の実施者氏名	[初回] 保健指導実施内容
[支援 A⑤] 支援 A の拡張期血圧	[支援 B③] 保健指導実施機関番号	[初回] 指導の種類 (生活習慣と健診結果の関係)

[初回] 指導の種類 (標準の目安提示)	[計画上] 計画上の継続的な支援によるポイント (支援B)	[評価] 6か月後の実施時間
[初回] 指導の種類 (生活習慣の振り返り)	[計画上] 計画上の継続的な支援によるポイント (合計)	[評価] 保健指導実施機関番号
[初回] 指導の種類 (行動目標・計画の策定)	[計画上] 計画上の継続的な支援の合計実施時間 (電話Aによる支援)	[評価] 6か月後の実施ポイント
[初回] 体重	[計画上] 計画上の継続的な支援の実施回数 (電話Aによる支援)	[評価] 6か月後の評価ができない場合の確認回数 (電話)
[初回] 初回面接の実施者	[計画上] 計画上の継続的な支援の合計実施時間 (電話Bによる支援)	[評価] 6か月後の行動変容ステージ
[初回] 初回面接の実施時間	[計画上] 計画上の継続的な支援の実施回数 (電話Bによる支援)	[評価] 6か月後の指導の種類・禁煙指導
[初回] 初回面接による支援の支援形態	[初回] 継続的支援予定期間	[評価] 6か月後の指導の内容
保健指導 (生保) 情報	行動変容ステージ	[評価] 6か月後の指導の種類・食事指導
[中間評価] 中間評価時の腹囲	[目標] 目標腹囲	[評価] 6か月後の指導の種類・運動指導
[中間評価] 中間評価時の実施者	[目標] 目標収縮期血圧	[計画] 最終評価の支援形態
[中間評価] 中間評価の実施日付	[目標] 目標拡張期血圧	[計画] 支援1回目の実施時間
[中間評価] 中間評価の実施時間	[目標] 一日の削減目標エネルギー量	[計画] 支援1回目の実施ポイントB
[中間評価] 中間評価の実施ポイント	[目標] 一日の食事による目標エネルギー量	[計画] 支援1回目の支援形態
[中間評価] 中間評価時の収縮期血圧	[目標] 一日の運動による目標エネルギー量	[計画] 支援2回目の実施時間
[中間評価] 中間評価時の拡張期血圧	[目標] 目標体重	[計画] 支援2回目の実施ポイントA
[中間評価] 中間評価時の生活習慣の改善 (栄養・食生活)	受診年度	[計画] 支援2回目の支援形態
[中間評価] 中間評価時の生活習慣の改善 (喫煙)	初回面接日	[計画] 支援3回目の実施時間
[中間評価] 中間評価時の生活習慣の改善 (身体活動)	[支援A①] 支援Aの実施者	[計画] 支援3回目の実施ポイントA
[中間評価] 中間評価の支援形態	[支援A①] 支援Aの実施日付	[計画] 支援3回目の支援形態
[中間評価] 中間評価時の体重	[支援A①] 支援Aの実施時間	[計画] 支援4回目の実施時間
[評価] 6か月後の評価時の腹囲	[支援A①] 支援Aの実施ポイント	[計画] 支援4回目の実施ポイントA
[評価] 6か月後の評価の実施者	[支援A①] 支援Aの支援形態	[計画] 支援4回目の支援形態
[評価] 6か月後の評価の実施日付	[支援A②] 支援Aの実施者	[計画] 支援5回目の実施時間
[評価] 6か月後の評価ができない場合の確認回数	[支援A②] 支援Aの実施日付	[計画] 支援5回目の実施ポイントB
[評価] 6か月後の評価時の収縮期血圧	[支援A②] 支援Aの実施時間	[計画] 支援5回目の支援形態
[評価] 6か月後の評価時の拡張期血圧	[支援A②] 支援Aの実施ポイント	[計画] 支援6回目の実施時間
[評価] 6か月後の評価時の生活習慣の改善 (栄養・食生活)	[支援A②] 支援Aの支援形態	[計画] 支援6回目の実施ポイントB
[評価] 6か月後の評価時の生活習慣の改善 (喫煙)	[支援A③] 支援Aの実施者	[計画] 支援6回目の支援形態
[評価] 6か月後の評価時の生活習慣の改善 (身体活動)	[支援A③] 支援Aの実施日付	[計画]評価2週間前の支援形態
[評価] 6か月後の評価の支援形態又は確認方法	[支援A③] 支援Aの実施時間	[計画]評価2週間前の実施時間
[評価] 6か月後の評価時の体重	[支援A③] 支援Aの実施ポイント	[計画]評価2週間前の実施ポイントA
[実施上] 実施上の継続的な支援の合計実施時間 (グループ支援)	[支援A③] 支援Aの支援形態	[計画]評価2週間前の実施ポイントB
[実施上] 実施上の継続的な支援の実施回数 (グループ支援)	[支援A④] 支援Aの実施者	[計画] 初回面接の実施時間
[実施上] 実施上の継続的な支援の実施回数	[支援A④] 支援Aの実施日付	[計画] 初回面接の支援形態
[実施上] 禁煙指導の実施回数	[支援A④] 支援Aの実施時間	[目標] 行動計画
[実施上] 実施上の継続的な支援の合計実施時間 (個別支援A)	[支援A④] 支援Aの実施ポイント	[目標] 行動目標
[実施上] 実施上の継続的な支援の実施回数 (個別支援A)	[支援A④] 支援Aの支援形態	[目標] 設定日
[実施上] 実施上の継続的な支援の合計実施時間 (個別支援B)	[支援B①] 支援Bの実施者	[支援A①] 支援Aの実施者氏名
[実施上] 実施上の継続的な支援の実施回数 (個別支援B)	[支援B①] 支援Bの実施日付	[支援A①] 保健指導実施機関番号
[実施上] 実施上の継続的な支援の実施回数 (e-mail Aによる支援)	[支援B①] 支援Bの実施時間	[支援A①] 支援Aの生活習慣の改善 (栄養・食生活)
[実施上] 実施上の継続的な支援の実施回数 (e-mail Bによる支援)	[支援B①] 支援Bの実施ポイント	[支援A①] 支援Aの生活習慣の改善 (喫煙)
[実施上] 継続的な支援によるポイント (支援A)	[支援B①] 支援Bの支援形態	[支援A①] 支援Aの生活習慣の改善 (身体活動)
[実施上] 継続的な支援によるポイント (支援B)	[支援B②] 支援Bの実施者	[支援A①] 支援Aの指導の種類・禁煙指導
[実施上] 継続的な支援によるポイント (合計)	[支援B②] 支援Bの実施日付	[支援A①] 支援Aの指導の内容
[実施上] 実施上の継続的な支援の終了日	[支援B②] 支援Bの実施時間	[支援A①] 支援Aの指導の種類・食事指導
[実施上] 実施上の継続的な支援の合計実施時間 (電話Aによる支援)	[支援B②] 支援Bの実施ポイント	[支援A①] 支援Aの指導の種類・運動指導
[実施上] 実施上の継続的な支援の実施回数 (電話Aによる支援)	[支援B②] 支援Bの支援形態	[支援A①] 支援Aの体重
[実施上] 実施上の継続的な支援の合計実施時間 (電話Bによる支援)	[支援B③] 支援Bの実施者	[支援A②] 中間評価
[実施上] 実施上の継続的な支援の実施回数 (電話Bによる支援)	[支援B③] 支援Bの実施日付	[支援A②] 支援Aの腹囲
住民番号	[支援B③] 支援Bの実施時間	[支援A②] 支援Aの実施者氏名
仮住民番号 (個人番号)	[支援B③] 支援Bの実施ポイント	[支援A②] 保健指導実施機関番号
[計画上] 計画上の継続的な支援の合計実施時間 (グループ支援)	[支援B③] 支援Bの支援形態	[支援A②] 支援Aの収縮期血圧
[計画上] 計画上の継続的な支援の実施回数 (グループ支援)	支援レベル	[支援A②] 支援Aの拡張期血圧
[計画上] 計画上の継続的な支援の実施回数	[中間評価] 中間評価時の実施者氏名	[支援A②] 支援Aの生活習慣の改善 (栄養・食生活)
[計画上] 計画上の継続的な支援の合計実施時間 (個別支援A)	[中間評価] 中間評価時の指導の種類・禁煙指導	[支援A②] 支援Aの生活習慣の改善 (喫煙)
[計画上] 計画上の継続的な支援の実施回数 (個別支援A)	[中間評価] 中間評価時の指導の内容	[支援A②] 支援Aの生活習慣の改善 (身体活動)
[計画上] 計画上の継続的な支援の合計実施時間 (個別支援B)	[中間評価] 中間評価時の指導の種類・食事指導	[支援A②] 支援Aの指導の種類・禁煙指導
[計画上] 計画上の継続的な支援の実施回数 (個別支援B)	[中間評価] 中間評価時の指導の種類・運動指導	[支援A②] 支援Aの指導の内容
[計画上] 計画上の継続的な支援の実施回数 (e-mail Aによる支援)	[脱落] 途中離脱確定日	[支援A②] 支援Aの指導の種類・食事指導
[計画上] 計画上の継続的な支援の実施回数 (e-mail Bによる支援)	[脱落] 途中離脱理由	[支援A②] 支援Aの指導の種類・運動指導
[計画上] 計画上の継続的な支援によるポイント (支援A)	[評価] 6か月後の実施者氏名	[支援A②] 支援Aの体重

[支援 A③] 中間評価	[初回] 指導の種類 (行動目標・計画の策定)	眼底検査 (S・H)
[支援 A③] 支援 A の腹囲	[初回] 体重	眼底検査 (S・S)
[支援 A③] 支援 A の実施者氏名	[初回] 初回面接の実施者	眼底検査 (その他の所見)
[支援 A③] 保健指導実施機関番号	[初回] 初回面接の実施時間	肺機能検査 (1 秒率)
[支援 A③] 支援 A の収縮期血圧	[初回] 初回面接による支援の支援形態	肺機能検査 (1 秒量)
[支援 A③] 支援 A の拡張期血圧	特定健診情報	肺機能検査 (努力肺活量)
[支援 A③] 支援 A の生活習慣の改善 (栄養・食生活)	小学校コード	肺機能検査 (%VC)
[支援 A③] 支援 A の生活習慣の改善 (喫煙)	被保険者証番号	ヘモグロビン
[支援 A③] 支援 A の生活習慣の改善 (身体活動)	保険者番号	HbA1c
[支援 A③] 支援 A の指導の内容	自己負担区分 (支払用)	HBs 抗原
[支援 A③] 支援 A の指導の種類・食事指導	住民番号	HCV 抗原検査
[支援 A③] 支援 A の指導の種類・運動指導	受診券整理番号	HCV 抗体
[支援 A④] 支援 A の体重	受診日	HCV 抗体 (力価)
[支援 A④] 支援 A の腹囲	受診券発行保険者番号	HDL コレステロール
[支援 A④] 支援 A の実施者氏名	受診券発行整理番号	身長
[支援 A④] 保健指導実施機関番号	受診年度	比重
[支援 A④] 支援 A の収縮期血圧	利用券発行保険者番号	肥満度
[支援 A④] 支援 A の拡張期血圧	利用券発行整理番号	貧血検査 (実施理由)
[支援 A④] 支援 A の生活習慣の改善 (栄養・食生活)	支払基金コード	ヘマトクリット
[支援 A④] 支援 A の生活習慣の改善 (喫煙)	支所コード	医師の判断
[支援 A④] 支援 A の生活習慣の改善 (身体活動)	人間ドックフラグ	医師の意見
[支援 A④] 支援 A の指導の内容	ウロビリノーゲン	意見を述べた医師の氏名
[支援 A④] 支援 A の指導の種類・食事指導	F K A C 1 6 3 登録フラグ	判断した医師の氏名
[支援 A④] 支援 A の指導の種類・運動指導	F K A C 1 6 4 登録フラグ	上部消化管エックス線 (直接撮影) (撮影年月日)
[支援 A④] 支援 A の体重	血液型 (A B O)	上部消化管エックス線 (直接撮影) (フィルム番号)
[支援 B①] 支援 B の実施者氏名	A / G	上部消化管エックス線 (直接撮影) (所見)
[支援 B①] 保健指導実施機関番号	アルブミン	上部消化管エックス線 (直接撮影) (所見の有無)
[支援 B①] 支援 B の生活習慣の改善 (栄養・食生活)	A L P	上部消化管内視鏡検査 (所見)
[支援 B①] 支援 B の生活習慣の改善 (喫煙)	G P T (A L T)	上部消化管内視鏡検査 (所見の有無)
[支援 B①] 支援 B の生活習慣の改善 (身体活動)	G O T (A S T)	自覚症状
[支援 B①] 支援 B の指導の内容	梅毒反応	自覚症状 (所見)
[支援 B①] 支援 B の指導の種類・食事指導	便潜血	喀痰細胞診検査
[支援 B①] 支援 B の指導の種類・運動指導	備考	喀痰検査 (塗抹鏡検 一般細菌) (所見)
[支援 B②] 支援 B の実施者氏名	総ビリルビン	喀痰検査 (塗抹鏡検 一般細菌) (所見の有無)
[支援 B②] 保健指導実施機関番号	B M I	その他 (家族歴等)
[支援 B②] 支援 B の生活習慣の改善 (栄養・食生活)	血清クレアチニン	子宮頸部細胞診 (細胞診婦人科材料) (ベセスダ分類)
[支援 B②] 支援 B の生活習慣の改善 (喫煙)	C R P	子宮頸部細胞診 (細胞診婦人科材料) (日母分類)
[支援 B②] 支援 B の生活習慣の改善 (身体活動)	胸部 C T 検査 (所見)	子宮頸部視診 (所見)
[支援 B②] 支援 B の指導の内容	胸部 C T 検査 (所見の有無)	子宮頸部視診 (所見の有無)
[支援 B②] 支援 B の指導の種類・食事指導	聴力 (検査方法)	血小板数
[支援 B②] 支援 B の指導の種類・運動指導	聴力 (左、1 0 0 0 H z)	既往歴
[支援 B③] 支援 B の実施者氏名	聴力 (左、4 0 0 0 H z)	具体的な既往歴
[支援 B③] 保健指導実施機関番号	聴力 (右、1 0 0 0 H z)	空腹時血糖
[支援 B③] 支援 B の生活習慣の改善 (栄養・食生活)	聴力 (右、4 0 0 0 H z)	L D L コレステロール
[支援 B③] 支援 B の生活習慣の改善 (身体活動)	聴力 (その他の所見)	乳房画像診断 (マンモグラフィ) (所見)
[支援 B③] 支援 B の指導の種類・食事指導	乳房超音波検査 (所見)	乳房画像診断 (マンモグラフィ) (所見の有無)
[支援 B③] 支援 B の指導の種類・運動指導	乳房超音波検査 (所見の有無)	収縮期血圧 (総合)
[総括] 保健指導実施機関番号	打聴診	収縮期血圧 (1 回目)
[総括] 保健指導責任者氏名	婦人科診察 (所見)	収縮期血圧 (2 回目)
[総括] 保健指導責任者職種	婦人科診察 (所見の有無)	収縮期血圧 (その他)
[初回] 腹囲	腹部超音波 (所見)	M C H
[初回] 初回面接の実施者氏名	腹部超音波 (所見の有無)	M C H C
[初回] 保健指導実施機関番号	腹囲	M C V
[初回] 継続的支援予定終了日	腹囲 (自己判定)	メタボリックシンドローム判定
[初回] 行動変容ステージ	腹囲 (自己申告)	拡張期血圧 (総合)
[初回] 収縮期血圧	γ - G T P	拡張期血圧 (1 回目)
[初回] 拡張期血圧	眼圧検査 (左)	拡張期血圧 (2 回目)
[初回] 保健指導実施内容	眼圧検査 (右)	拡張期血圧 (その他)
[初回] 指導の種類 (生活習慣と健診結果の関係)	眼底検査 (K W)	[質問票] 1 年間の体重変化
[初回] 指導の種類 (標準の目安提示)	眼底検査 (実施理由)	[質問票] 咀嚼
[初回] 指導の種類 (生活習慣の振り返り)	眼底検査 (S C O T T 分類)	[質問票] 2 0 歳からの体重変化

[質問票] 服薬 1 (血圧)	他覚症状 (所見)	自覚症状 (所見)
[質問票] 服薬 1 (服薬理由)	総コレステロール	その他 (家族歴等)
[質問票] 服薬 1 (薬剤)	中性脂肪	既往歴
[質問票] 服薬 2 (血糖)	尿沈渣 (所見)	具体的な既往歴
[質問票] 服薬 2 (服薬理由)	尿沈渣 (所見の有無)	空腹時血糖
[質問票] 服薬 2 (薬剤)	尿糖	L D L コレステロール
[質問票] 服薬 3 (脂質)	尿潜血	収縮期血圧 (総合)
[質問票] 服薬 3 (服薬理由)	尿蛋白	収縮期血圧 (1回目)
[質問票] 服薬 3 (薬剤)	白血球数	収縮期血圧 (その他)
[質問票] 貧血	体重	メタボリックシンドローム判定
[質問票] 歩行速度	随時血糖	拡張期血圧 (総合)
[質問票] 飲酒	集計用地区コード 1	拡張期血圧 (1回目)
[質問票] 飲酒量	集計用地区コード 2	拡張期血圧 (その他)
[質問票] 既往歴 1 (脳血管)	集計用地区コード 3	[質問票] 1年間の体重変化
[質問票] 既往歴 2 (心血管)	non-HDLコレステロール	[質問票] 咀嚼
[質問票] 既往歴 3 (腎不全・人工透析)	eGFR	[質問票] 20歳からの体重変化
[質問票] 喫煙	尿中アルブミン定量	[質問票] 服薬 1 (血圧)
[質問票] 生活習慣の改善	尿中アルブミンクレアチニン	[質問票] 服薬 2 (血糖)
[質問票] 保健指導の希望	尿中アルブミン一用量	[質問票] 服薬 3 (脂質)
[質問票] 歩行又は身体活動	特定健診 (生保) 情報	[質問票] 貧血
[質問票] 睡眠	受診時年齢文字 (999歳11ヶ月)	[質問票] 歩行速度
[質問票] 食習慣	受診時年齢数値 (999)	[質問票] 飲酒
[質問票] 食べ方 1 (早食い等)	集計用年齢 (999)	[質問票] 飲酒量
[質問票] 食べ方 2 (就寝前)	生年月日	[質問票] 既往歴 1 (脳血管)
[質問票] 食べ方 3 (夜食/間食)	集計計上日	[質問票] 既往歴 2 (心血管)
[質問票] 30分以上の運動習慣	集計計上年度	[質問票] 既往歴 3 (腎不全・人工透析)
[質問票] 情報提供の方法	自己負担区分 (支払用)	[質問票] 喫煙
[質問票] 初回面接実施	住民番号	[質問票] 生活習慣の改善
胸部エックス線検査 (がん: 直接撮影)	受診日	[質問票] 保健指導の希望
胸部エックス線検査 (直接撮影) (撮影年月日)	健診機関コード	[質問票] 歩行又は身体活動
胸部エックス線検査 (直接撮影) (フィルム番号)	受診年度	[質問票] 睡眠
胸部エックス線検査 (一般: 直接撮影) (所見)	ウロビリノーゲン	[質問票] 食習慣
胸部エックス線検査 (一般: 直接撮影) (所見の有無)	家族歴 (続柄・病名)	[質問票] 食べ方 1 (早食い等)
子宮内診 (所見)	整理番号 (会場 C D)	[質問票] 食べ方 2 (就寝前)
子宮内診 (所見の有無)	整理番号 (連番)	[質問票] 食べ方 3 (夜食/間食)
血清尿酸	整理番号	[質問票] 30分以上の運動習慣
ペプシノーゲン	請求年月	[質問票] 情報提供の方法
P S A (前立腺特異抗原)	A L P	[質問票] 初回面接実施
赤血球数	G P T (A L T)	血清尿酸
血液型 (R h)	G O T (A S T)	赤血球数
採血時間 (食後)	備考	採血時間 (食後)
生活機能評価の結果 1	総ビリルビン	保健指導レベル
医師の診断 (判定) (生活機能評価)	B M I	心電図
診断をした医師の氏名 (生活機能評価)	血清クレアチニン	心電図 (実施理由)
内臓脂肪面積	腹囲	心電図 (所見)
保健指導レベル	γ - G T P	他覚症状
心電図	眼底検査 (K W)	他覚症状 (所見)
心電図 (実施理由)	眼底検査 (実施理由)	総コレステロール
心電図 (所見)	眼底検査 (S・H)	中性脂肪
心拍数	眼底検査 (S・S)	尿沈渣 (所見の有無)
視力 (左)	ヘモグロビン	尿糖
視力 (左: 矯正)	H b A 1 c	尿潜血
視力 (右)	H D L コレステロール	尿蛋白
視力 (右: 矯正)	身長	白血球数
視診 (口腔内含む)	貧血検査 (実施理由)	体重
乳房視触診 (所見)	ヘマトクリット	随時血糖
乳房視触診 (所見の有無)	医師の判断	non-HDLコレステロール
総蛋白	医師の意見	eGFR
触診 (関節可動域含む)	意見を述べた医師の氏名	尿中アルブミン定量
子宮体部細胞診 (細胞診婦人科材料)	判断した医師の氏名	尿中アルブミンクレアチニン
他覚症状	自覚症状	尿中アルブミン一用量

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
特定健診特定保健指導情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	システムを利用する必要がある職員に対して、個人ごとにID・パスワードを設定することで、不適切な方法で特定個人情報の入力・更新をすることができない仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	< 特定健診特定保健指導システムにおける措置 >・評価対象の事務に必要な情報のみを記録している。・特定健診特定保健指導システムから宛名システムにアクセスする際、特定健診特定保健指導情報以外の事務情報にはアクセスできないようアクセス制限を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>1. ユーザの認証方法堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)第3項に規定する「(9) 操作を許可された者以外に端末機若しくはサーバーの操作方法を教示し、又は端末機若しくはサーバーの操作をさせないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>ユーザ認証は3段階で実施している。特定健診特定保健指導システムを利用するときは、まずWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行い、次に共通基盤システムのディレクトリサービス機能において、許可された個人ごとに付与したユーザIDとパスワードにより、個人ごとのWindowsログイン認証を行う二要素認証を実施している。次に、ログインした端末から 特定健診特定保健指導システムを利用する際、ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。</p> <p>2. なりすましが行われなかったための対策堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)第4項に規定する「(1) 他人に自己の保有するIDを使用させないこと。」「(2) 自己の保有するパスワードに関し、他に知られないよう適切な管理を行うこと。」「(3) パスワードは、十分な長さのもので第三者が想像しにくいものとする。」「(4) パスワードは、定期的に変更すること。」「(5) 端末機及びサーバーにパスワードを記憶させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止するとともに、離席時は必ずログアウトしている。 ・パスワードは、他者に知られないように、パスワードの照会等には一切応じない、パスワードのメモを机上等に置かないなどの対策を実施している。 ・パスワードが流出したおそれがある場合には、電算管理者に速やかに報告し、パスワードを速やかに変更する。 ・端末やシステムに初めてログインする時は、パスワードの変更を促し、以降定期的にパスワードの変更を要求している。パスワードは定期的に変更し、前回使用したパスワードに変更することはできないようになっている。 ・仮のパスワードは、最初のログイン時点で強制的に変更している。 <p>3. 共通基盤システムにおける管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワードは一定以上の長さとするのが必須となっており、自己により随時変更可能である。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、初回パスワードは、初回ログイン時に強制的に変更している。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワードは強制的に一定期間ごとに変更している。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワード変更時は前回使用のパスワードに変更することはできないようになっている(継続使用不可)。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行うことにより、なりすましが行われにくいよう講じている。

その他の措置の内容	<p>・端末の利用にあたり、ログインユーザ以外の職員に端末を操作させない。また、他職員がログインしている状態で端末を操作しない運用を行っている。・自分のID・パスワードで他人が操作できないよう対策を講じている。(ID・パスワードを他人に教えない、ID・パスワードを付箋紙等に記載して貼らない、他に職員に自分のID・パスワードでログインさせない)</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>・許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。・ファイルの持ち出しについて、持出し申請者を限定するとともに、上長の承認が必要であり、また、上長の承認を得たファイルは、申請した者しか持ち出すことが出来ないように制限している。・いつ、誰が、どの端末で、どのデバイスに、どのファイルを持ち出し、持ち込みしたか、誰が持出し承認したかを記録するとともに、記録を取得していることを関係者に周知し、不正な持出しを抑止している。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[<input type="checkbox"/> 定めている]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 定めている <input type="checkbox"/> 2) 定めていない
規定の内容	<p>個人情報の取扱いについては、堺市個人情報保護条例に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている。</p> <p>(規定内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約終了又は解除された後においても秘密保持すること ・従事者に対して堺市個人情報保護条例で定める罰則の教示を行うこと ・個人情報の収集の制限と適正管理を行うこと ・目的外の使用と第三者への提供の禁止 ・複写及び複製の禁止 ・個人情報の返還と廃棄に関すること ・事故発生時の速やかな報告 ・契約事項の違反による損害賠償の担保 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れて行っている <input type="checkbox"/> 2) 十分に行っている <input type="checkbox"/> 3) 十分に行っていない <input type="checkbox"/> 4) 再委託していない
具体的な方法	・委託先と同等のリスク対策を実施する	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2) 十分である <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[O] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[<input type="checkbox"/>]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 定めている <input type="checkbox"/> 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/>]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2) 十分である <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2) 十分である <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2) 十分である <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れて行っている <input type="checkbox"/> 2) 十分に行っている <input type="checkbox"/> 3) 十分に行っていない	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 発生あり <input type="checkbox"/> 2) 発生なし	
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容	関係規定の整備 メール送信によるインシデント発生を防ぐため、個人情報を含む重要な情報を送信する際のメール使用の是非を慎重に判断するよう関係規定(堺市情報セキュリティポリシー)を改正した。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2) 十分である <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

8. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [<input checked="" type="radio"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><堺市における措置></p> <p>1. 教育・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年1回、地方公共団体情報システム機構の「e-Learning」による情報セキュリティ研修を実施し、本市における、個人情報の取扱い等に関する一般知識の習得及び意識レベルの向上に取り組んでいる。 ・年1回、各課で選任されている情報セキュリティ担当者を対象に、「情報セキュリティの普及・啓発に係る取組み」に必要な知識の習得を目的とした研修を実施している。 ・毎年度、新任管理職及び新規採用の職員等を対象とした、情報セキュリティに関する研修を実施している。 <p>2. 違反行為を行った職員に対する措置堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第10項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違反行為を行ったものに対しては、違反行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	堺市 市長公室 広報戦略部 市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 電話番号:072-228-7439
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・削除・中止請求を受付ける。
③法令による特別の手続	特になし
④個人情報ファイル簿への不記載等	特になし
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	堺市健康福祉局健康部健康医療推進課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 電話番号:072-222-9936
②対応方法	問い合わせ受付時に受付表を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年4月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月31日	I 基本情報2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	<p>共通基盤システムにおける特定個人ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。</p> <p>1.データ連携機能 住民情報系システム間で、定例に提供、利用しているデータ(住民の転出入データ等)を連携する。</p> <p>2.ウイルス対策機能 住民情報系システム全体のウイルス対策ソフトを統括し、ウイルス定義ファイルの配信を行う。</p> <p>3.ディレクトリサービス機能(Active Directory)システムを利用できるユーザや組織、コンピュータ等の情報とその属性を階層的に管理し、認証機能を提供する。</p> <p>4.更新プログラム配布機能(Windows ServerUpdate Services (WSUS)) 脆弱性等に対応する更新プログラムを配布、管理する機能</p> <p>5.文字管理機能 文字変換及び外字一元管理、外字配布を行う機能</p> <p>6.帳票出力機能 共通基盤印刷専用ソフトウェア(InterstageList Creator)により印刷を行う機能。</p>	<p>取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。</p> <p>1.データ連携機能 住民情報系システム間で、定例に提供、利用しているデータ(住民の転出入データ等)を連携する。</p> <p>2.ウイルス対策機能 住民情報系システム全体のウイルス対策ソフトを統括し、ウイルス定義ファイルの配信を行う。</p> <p>3.ディレクトリサービス機能(Active Directory)システムを利用できるユーザや組織、コンピュータ等の情報とその属性を階層的に管理し、認証機能を提供する。</p> <p>4.更新プログラム配布機能(Windows ServerUpdate Services (WSUS)) 脆弱性等に対応する更新プログラムを配布、管理する機能</p> <p>5.文字管理機能 文字変換及び外字一元管理、外字配布を行う機能</p> <p>6.帳票出力機能 共通基盤印刷専用ソフトウェア(InterstageList Creator)により印刷を行う機能。</p> <p>7.持ち出し制限機能 使用できる媒体を制限するとともに端末からデータを持ち出す際は上長の承認を必須とする機能。</p> <p>8.生体認証機能 Windowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行う機能。</p>		
平成28年10月31日	I 基本情報7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	森 浩二	藤川 桂祐		

平成28年10月31日	Ⅲ リスク対策3. 特定個人情報 の使用ユーザ認証の管理	<p>1. ユーザの認証方法堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)の3に規定する「(8)操作を許可された者以外に端末機若しくはサーバーの操作方法を教示し、又は端末機若しくはサーバーの操作をさせないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>ユーザ認証は2段階で実施している。特定健診特定保健指導システムを利用するときは、まず端末のログイン時に共通基盤システムのディレクトリサービス機能において、許可された個人ごとに付与したユーザIDとパスワードにより、個人ごとのWindowsログイン認証を行っている。次に、ログインした端末から 特定健診特定保健指導システムを利用する際、ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。</p>	<p>1. ユーザの認証方法堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)第3項に規定する「(9)操作を許可された者以外に端末機若しくはサーバーの操作方法を教示し、又は端末機若しくはサーバーの操作をさせないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>ユーザ認証は3段階で実施している。特定健診特定保健指導システムを利用するときは、まずWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行い、次に共通基盤システムのディレクトリサービス機能において、許可された個人ごとに付与したユーザIDとパスワードにより、個人ごとのWindowsログイン認証を行う二要素認証を実施している。次に、ログインした端末から 特定健診特定保健指導システムを利用する際、ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。</p>		
平成28年10月31日	同上	<p>2. なりすましが行われないための対策堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)の3に規定する「(9)自己の保有するパスワードに関し、他に知られないよう適切な管理を行うこと。」及び「(10)自己の保有するパスワード以外のパスワードを使用して端末機及びサーバーを操作しないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止するとともに、離席時は必ずログアウトしている。 ・パスワードは、他者に知られないように、パスワードの照会等には一切応じない、パスワードのメモを机上等に置かないなどの対策を実施している。 ・パスワードが流出したおそれがある場合には、電算管理者に速やかに報告し、パスワードを速やかに変更する。 ・端末やシステムに初めてログインする時は、パスワードの変更を促し、以降定期的にパスワードの変更を要求している。パスワードは定期的に変更し、前回使用したパスワードに変更することはできないようになっている。 ・仮のパスワードは、最初のログイン時点で強制的に変更している。 	<p>2. なりすましが行われないための対策堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)第4項に規定する「(1) 他人に自己の保有するIDを使用させないこと。」「(2) 自己の保有するパスワードに関し、他に知られないよう適切な管理を行うこと。」「(3) パスワードは、十分な長さのもので第三者が想像しにくいものとする。」「(4) パスワードは、定期的に変更すること。」「(5) 端末機及びサーバーにパスワードを記憶させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止するとともに、離席時は必ずログアウトしている。 ・パスワードは、他者に知られないように、パスワードの照会等には一切応じない、パスワードのメモを机上等に置かないなどの対策を実施している。 ・パスワードが流出したおそれがある場合には、電算管理者に速やかに報告し、パスワードを速やかに変更する。 ・端末やシステムに初めてログインする時は、パスワードの変更を促し、以降定期的にパスワードの変更を要求している。パスワードは定期的に変更し、前回使用したパスワードに変更することはできないようになっている。 ・仮のパスワードは、最初のログイン時点で強制的に変更している。 		

平成28年10月31日	同上	<p>2 共通基盤システムにおける管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワードは一定以上の長さとするのが必須となっており、自己により随時変更可能である。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、初回パスワードは、初回ログイン時に強制的に変更している。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワードは強制的に一定期間ごとに変更している。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワード変更時は前回使用のパスワードに変更することはできないようになっている(継続使用不可)。 	<p>3 共通基盤システムにおける管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワードは一定以上の長さとするのが必須となっており、自己により随時変更可能である。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、初回パスワードは、初回ログイン時に強制的に変更している。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワードは強制的に一定期間ごとに変更している。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワード変更時は前回使用のパスワードに変更することはできないようになっている(継続使用不可)。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行うことにより、なりすましが行われぬよう講じている。 		
平成28年10月31日	<p>Ⅲ リスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・端末は、ディスプレイが来庁者から見えない位置に設置している。 ・端末操作時、離席する際は必ずログアウトする。 ・特定個人情報が記載された紙媒体について、離席時には引出しに入れる等の覗き見を防止している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。 ・ファイルの持ち出しについて、持出し申請者を限定するとともに、上長の承認が必要であり、また、上長の承認を得たファイルは、申請した者しか持ち出すことが出来ないように制限している。 ・いつ、誰が、どの端末で、どのデバイスに、どのファイルを持ち出し、持ち込みしたか、誰が持出し承認したかを記録するとともに、記録を取得していることを関係者に周知し、不正な持出しを抑止している。 		
平成28年10月31日	<p>Ⅲ リスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p>	発生なし	発生あり		
平成28年10月31日	同上 その内容	記載なし	新規に追加		
平成28年10月31日	同上 再発防止策の内容	記載なし	新規に追加		

平成28年10月31日	同上 その他の措置の内容	記載なし	関係規定の整備「データの外部持出し制限の強化」と「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」を主な内容として、関係規定(堺市個人情報の適正管理に関する要綱、堺市情報セキュリティポリシー)を改正する。		
平成28年10月31日	同上 リスクへの対策は十分か	十分である	特に力を入れている		
平成28年10月31日	Ⅲ リスク対策 9. 従業者に対する教育 ・啓発具体的な方法	2. 違反行為を行った職員に対する措置堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第5項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・違反行為を行ったものに対しては、違反行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。	2. 違反行為を行った職員に対する措置堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第10項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・違反行為を行ったものに対しては、違反行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。		
平成29年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	藤川 桂祐	神原 富雄		
平成31年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	神原 富雄	健康医療推進課長		
平成31年4月1日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②その内容	元本市職員が、無断で持ち帰っていた選挙データや業務ファイル等を個人で契約していた民間レンタルサーバーの公開されている部分に保存した。このことにより、平成27年4月から6月までの間、インターネット上で閲覧可能な状態となり、約68万人分の有権者データなどの個人情報を流出させたもの。	平成29年4月10日(月)から運用を開始した電子メールの誤送信防止システムにおいて、「BC C」に記入されたメールアドレスを誤って「TO」に自動的に変換するよう設定していた。そのため、4通の電子メールが本来「BCC」に記入して送信されるところ、「TO」に変換され、受信者にすべてのメールアドレスが表示される形で送信された。結果、219件のメールアドレスを流出させたもの。		

<p>平成31年4月1日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 7 特定個人情報の保管・消去 ②再発防止の内容</p>	<p>本事案の発生を受けて、かかる事案が再び起こることのないよう、「データの外部持出し制限の強化」「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」「事故発生時の対応強化」を柱に、ハード・ソフトの両面から再発防止の取組みを行っていく。</p> <p>(1)データの外部持出し制限の強化 ア 外部記録媒体(USBメモリー等)の接続制限の拡充 一部の業務システムで既に実施している外部記録媒体の接続制限を、他の業務システムにも拡充し、承認を受けていない外部記録媒体の接続ができないようにする。 イ データの外部持出し承認の厳格化 承認を受けた外部記録媒体であっても、データの外部保存を行う場合は、システム上での本人の認証に加え、所属長による承認を必要とすることとし、承認がなければ外部記録媒体へのデータ記録ができないようにする。 ウ データの外部持出し操作記録(ログ)取得の拡充 一部の業務システムで既に実施しているデータの外部持出しの操作記録(ログ)の取得を、他の業務システムにも拡充し、データの外部持出しを行った場合、詳細な記録が残るようにする。 エ 電子メールの誤送信を防ぐ措置の実施 電子メールの誤送信による個人情報の流出を防止するため、電子メールの送信時に一定の待機時間を設定する。また、添付ファイルを外部に送信する際の所属長による承認機能やメールのあて名を「TO」や「CC」から「BCC」へと強制的に変換する機能等を導入する。</p>	<p>システムに求めている要件、システム設定内容及びテスト結果の確認を徹底する。</p>		
------------------	--	---	--	--	--

<p>平成31年4月1日</p>		<p>オ データのシステム外への持出し時のデータの暗号化 住民情報系システムの端末から、データを外部に持ち出す場合には、強制的にパスワードを付与し、データを暗号化する仕組みを導入する。</p> <p>(2) 情報セキュリティ等のチェック体制の強化 ア 副市長をトップとする指揮命令体制の構築 個人情報保護と情報セキュリティについて、それぞれを統括する副市長を最高責任者とする指揮命令体制を構築し、セキュリティ体制・方策などについて検証する。</p> <p>イ 個人情報取扱事務の届出手続きの変更 職務上、個人情報を取り扱う部署の所属長(個人情報保護管理者)に対して、現在、個人情報の取扱いを開始する場合や変更する場合に届出を求めているが、これに加え、毎年度当初及び必要に応じて、個人情報の取扱状況と保護体制の確認、報告を求めるものとする。</p> <p>ウ 情報セキュリティに関する外部監査の実施 職務上、個人情報を取り扱う部署を中心に、適切な情報セキュリティが取られているかどうかを第三者により監査する「情報セキュリティ外部監査」を実施する。(平成15年度から継続して実施中)</p> <p>(3) 事故発生時の対応の強化 ア 副市長をトップとする指揮命令体制の構築 《再掲》 個人情報保護と情報セキュリティについて、それぞれを統括する副市長を最高責任者とする指揮命令体制を構築し、万が一の事故発生時に適切な事故対応が的確に取れるようにする。</p>			
------------------	--	---	--	--	--

平成31年4月1日		<p>イ 関係部局による事故対策会議の設置 (2)アでの確な判断が下せるよう、個人情報保護、情報セキュリティ、職員のサービス管理等の所管部局からなる「個人情報流出等事故対策会議」を設置し、万が一の事故発生時に速やかに情報を収集、共有、報告できるようにする。 ウ 外部有識者からの意見聴取(情報セキュリティアドバイザーの選任) (2)アでの確な判断が下せるよう、個人情報保護と情報セキュリティに関する有識者(弁護士、大学教授等)を「情報セキュリティアドバイザー」に選任し、万が一の事故発生時に専門的知見からの意見を聴取する。 エ 迅速なレスポンスチームの編成 インシデント発生時には、瞬時に必要なレスポンスが取れるよう、少人数の初動体制(レスポンスチーム)を編成する。また、演習や訓練を実施し、有事の際の実効性を高める。 (4)職員の意識向上ア 職員一人ひとりが、情報セキュリティ対策の必要性和内容を十分に理解し、個人情報の適正な管理を行うことを目的として、全職員を対象に、個人情報保護と情報セキュリティに関する研修を実施し、研修の内容の理解度を図るテストを実施する。イ 職員に対し情報セキュリティに関する日常の啓発を強化する。</p>			
平成31年4月1日		<p>(5)その他 ア 二要素認証の導入 住民情報系端末システムにおいて、なりすまし利用を防止する為、Windowsへのログイン時に、従来のIDとパスワードによる認証に加え、生体等による認証を導入する。 イ 業務アプリ等の管理 エクセルやアクセスを使った職員の自作システム(業務アプリ)の運用においては、ガイドライン等を定めて要件定義と基本設計を適切に行うとともにデータの適正管理を徹底する。</p>			
平成31年4月1日	<p>Ⅲ リスク対策 7 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容</p>	<p>関係規定の整備 「データの外部持出し制限の強化」と「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」を主な内容として、関係規定(堺市個人情報の適正管理に関する要綱、堺市情報セキュリティポリシー)を改正する。</p>	<p>関係規定の整備 メール送信によるインシデント発生を防ぐため、個人情報を含む重要な情報を送信する際のメール使用の是非を慎重に判断するよう関係規定(堺市情報セキュリティポリシー)を改正した。</p>		

平成31年4月1日	V 評価実施手続 1 基礎項目評価 ①実施日	平成28年10月21日	平成31年4月1日		
令和3年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	富士通株式会社 関西支社	富士通Japan株式会社 関西支社		
令和3年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	富士通株式会社 関西支社	富士通Japan株式会社 関西支社		
令和3年4月1日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	[発生なし]		
令和3年4月1日	同上 その内容	平成29年4月10日(月)から運用を開始した電子メールの誤送信防止システムにおいて、「BCC」に記入されたメールアドレスを誤って「TO」に自動的に変換するよう設定していた。そのため、4通の電子メールが本来「BCC」に記入して送信されるところ、「TO」に変換され、受信者にすべてのメールアドレスが表示される形で送信された。結果、219件のメールアドレスを流出させたもの。	記載なし		
令和3年4月1日	同上 再発防止策の内容	システムに求めている要件、システム設定内容及びテスト結果の確認を徹底する。	記載なし		
令和3年4月1日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ① 請求先	堺市 市長公室 広報部 市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 電話番号:072-228-7439	堺市 市長公室 広報戦略部 市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 電話番号:072-228-7439		

令和3年4月1日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成31年4月1日	令和3年4月1日		
令和3年4月1日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 別紙		保健指導情報、保健指導(生保)情報に以下を追加 [計画]評価2週間前の支援形態、[計画]評価2週間前の実施時間、[計画]評価2週間前の実施ポイントA、[計画]評価2週間前の実施ポイントB 特定健診情報、特定健診(生保)情報に以下を追加 [質問票]咀嚼、[質問票]情報提供の方法、[質問票]初回面接実施、non-HDLコレステロール、eGFR、尿中アルブミン定量、尿中アルブミンクレアチニン、尿中アルブミンー日量		